

福岡県公報

令和 3 年 11 月 5 日
第 248 号

目 次

告 示 (第916号)

○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川管理課) ……………	1
公 告		
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) ……………	2
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) ……………	2
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	4
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	4
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	4
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	6
○旅行業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(観光政策課) ……………	6

告 示

福岡県告示第916号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県京築県土整備事務所行橋支所に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 11 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称
長峡川水系長峡川
- 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 河川管理施設の位置
行橋市大字吉国325番3地先から行橋市大字上検地260番1地先まで
- 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 行橋市
住所 行橋市中央一丁目1番1号
代表者の氏名 行橋市長 田 中 純
- 管理の内容
(1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
令和 3 年 11 月 5 日から道路の存続する日まで

公告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	令和元年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目、御開一丁目の各一部	令和3年10月25日
北九州市	令和元年度から令和3年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区 葛原高松一丁目、葛原本町四丁目・五丁目の各一部	令和3年10月25日

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営八女地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	令和3年11月5日から 令和3年12月6日まで	八女市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和3年10月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 宮若市農業観光振興センター
(2) 所在地 宮若市脇田354番地1
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
宮若市	市長 有吉 哲信	宮若市宮田29番地1

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 大規模小売店舗を新設する日
令和4年6月23日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,221平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
小売店舗北側	34
併設施設北側	21
合計	55

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
小売店舗北側	20
併設施設北側	20
合計	40

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
小売店舗東側	90
小売店舗南側	240
合計	330

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
小売店舗内南東側	6.30
小売店舗内南東側	9.90
合計	16.20

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
1箇所	敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設No.1	午前2時00分～午後3時00分
荷さばき施設No.2	午前7時00分～午前9時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 MR Rいとしま
- (2) 所在地 糸島市高田五丁目23番6号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・施工時、市道を通行する場合、地元行政区と十分に協議すること。
- (2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・ごみの分別の徹底と減量化に努めること。
- (3) 防災・防犯対策への協力
 - ・福岡県の安全・安心のまちづくり条例の遵守に努めること。
 - ・災害時における避難誘導體制の整備に努めること。
- (4) 騒音の発生に係る事項
 - ・周囲に住宅があるため、騒音等には十分配慮すること。
 - ・苦情等には誠意をもって対応すること。
- (5) 廃棄物に係る事項等

・ごみ集積所を設置し、ごみの飛散防止、ごみの適正処理を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）ドラッグコスモス原田店

- (2) 所在地 筑紫野市原田六丁目7番5、7番6、7番7、7番8、7番9、7番10、7番11、7番12、7番13、7番14、7番15、7番16、7番17、7番18、7番19、7番20、1014番

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	NTTファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清 東京都港区港南一丁目2番70号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年9月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 西鉄ストア朝倉街道店
- (2) 所在地 筑紫野市針摺中央二丁目16番14号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

有限会社徳光興産
代表取締役 平井 一三
筑紫野市針摺西二丁目 8 番 21 号
外 2 者

有限会社徳光興産
代表取締役 平井 一三
筑紫野市針摺中央二丁目 2 番 10 号
外 2 者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年10月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ショッピングモールなかま
(2) 所在地 中間市上蓮花寺一丁目1-1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 高木 邦夫 兵庫県神戸市中央区港島中町4-1-1 外1者	グリーンプラザ開発株式会社 代表取締役 小林 祐馬 中間市上蓮花寺一丁目2番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社ダイエー
代表取締役 高木 邦夫
兵庫県神戸市中央区港島中町4-1-1
外67者

株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太
福岡市東区多の津一丁目12番2号
外未定

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年10月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 しまむら・バースデイ宇美ファッションモール、大賀薬局・ファミリーマート宇美店
(2) 所在地 糟屋郡宇美町光正寺二丁目4591番1外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 外1者	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1 外1者

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 外1号	株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番 1号 外1号
--	--

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和3年10月25日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ドン・キホーテ那珂川
 - 所在地 那珂川市片縄四丁目31番外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
第一リース株式会社 代表取締役 長津 克司 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	第一リース株式会社 代表取締役 吉田 勝彦 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

公告

旅行業法（昭和27年法律第239号）第65条第4項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年11月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

登録番号	名称及び代表者の氏名	所在地
福岡県知事登録 旅行業第3-803号	誠旅行株式会社 代表取締役 林 誠	福岡市博多区元町二丁目5番21号の202

2 聴聞期日及び場所

令和3年11月18日 午前10時00分

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階商工部会議室

3 聴聞の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号092-643-3028

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）